

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

# 財産調査と差押手続きの基礎実務

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業には平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今、どの自治体においても財政状態に余力があるところは少ないのではないのでしょうか。そうした中で、財源となる税収確保に力を入れることは自然な流れと言えます。また、税の公平・公正の観点からも滞納者を極力減らすことが重要であることも言うまでもありません。

本講座では、滞納者に対する財産調査や差押えの具体的なすすめ方についてわかりやすく解説いたします。差押の実務においては不動産や債権（給料、銀行預金、仮想通貨等）、第三債務者のある無体財産権などについて解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時： 2020年1月28日(火) 13:00~17:00  
 1月29日(水) 9:30~16:00

会 場： 本会専用教室（大阪市西区靱本町1-8-4）  
 大阪科学技術センタービル内

講 師： 元)大阪国税局特別国税徴収官 山下 栄 氏

参加料 (負担金)	本会会員(1名)	一 般(1名)
参加料	29,000円	32,000円

※参加料には、別途消費税がかかります。  
 ※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

申込方法： 裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお返し致します。（参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。）

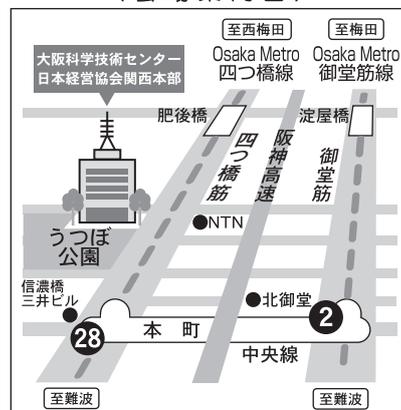
- なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
- ・電話予約も受け付けます。（この場合では後から申込書をご送付ください。）
  - ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
  - ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
  - ・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル： 開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご 宿 泊： ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。（※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。）※宿泊料は変更になる場合がございます。

ホ テ ル 名	宿 泊 料 ( シ ン グ ル )	交 通	ホ テ ル 電 話
リーガプレイス肥後橋	8,000円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
  - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
  - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
  - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
  - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

お申込み お問合せ先： 一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：重藤)

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階  
 TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <https://www.noma.or.jp>  
 (※お問合せは、月～金曜日の9:15~17:15にお願い致します)

# ▶ プログラム ◀

1. 地方税優先の原則
2. 財産調査の目的及び権限
3. 守秘義務と滞納処分
4. 個人情報保護法との関係
5. 質問検査権
6. 財産調査実務
  - (1) 部内調査
  - (2) 官公署調査
  - (3) 面接（折衝）による聴き取り調査
    - ①折衝要領（財産把握の核心は、納付折衝にある）
7. 差押実務
  - (1) 差押えの対象となる財産
  - (2) 差押財産の選択
  - (3) 徴収法上の財産区分
  - (4) 差押えの共通事項
  - (5) 差押えの一般的効力
8. 不動産の差押え
  - (1) 差押手続
  - (2) 差押えの効力
  - (3) 滞調法の適用がある場合
  - (4) 相続不動産に対する滞納処分
  - (5) 参加差押えをした執行機関による換価執行制度について
9. 債権の差押え
  - (1) 債権差押手続
    - ①債権差押通知書の送達
    - ②債権の特定
    - ③差し押さえる債権の範囲
    - ④債権差押の効力
    - ⑤債権譲渡と第三者対抗要件（債権譲渡特例による登記制度など）
  - (2) 給料、賞与、退職金の調査と差押え
  - (3) 年金の調査と差押え
  - (4) 銀行預金の調査と差押え
    - ①銀行調査、差押要領
    - ②銀行預金の調査、差押えに係る諸問題
- (5) 生命保険の調査と差押え
- (6) 敷金の調査と差押え
- (7) 小規模企業共済契約に基づく解約手当金の調査と差押え
- (8) 中小企業倒産防止共済の積立金の調査と差押え
- (9) 宅地建物取引業者の弁済業務保証金分担金の調査と差押え
- (10) 社会保険診療報酬の調査と差押え
- (11) 売掛金の差押え
- (12) 貸付金の差押え
- (13) 仮想通貨（暗号資産）の差押え
  - ①仮想通貨の概要
  - ②仮想通貨の定義
  - ③仮想通貨取引所の仕組み
  - ④仮想通貨の差押え
10. 第三債務者のある無体財産権の調査と差押え
  - (1) 株式（振替社債等）の調査と差押え
11. 知的所有権の調査と差押え
12. F X取引等の調査と差押え
13. 財産差押えの実践
 

事例に基づき、債権及び美術品などについて、調査確認すべき事項を検討し、模擬差押手続を行います。
14. 第二次納税義務について
15. 詐害行為取消権について
16. 仮登記担保権が設定された不動産の処分について

## 〈講師紹介〉

元 大阪国税局特別国税徴収官

### 山下 栄氏

1967年 大阪国税局入庁  
 1988年 大阪国税局 徴収部 特別整理総括第二課審理主査  
 1994年 大阪国税局 徴収部 特別整理総括第二課総括主査  
 1997年 大阪国税局 徴収部 統括国税徴収官付総括主査  
 2007年 神戸税務署 特別国税徴収官  
 2008年 退職  
 その後、地方自治体において徴収職員の指導、処理困難事案の相談、不動産公売の指導や職員の研修指導を行う。

（※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。）  
 (35)

FAX(06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部（重藤）宛（この面をそのままFAXして下さい。）

NOMA 「財産調査と差押手続きの基礎実務」講座参加申込書(12311)			2020.1 / 28~29
役所名 (団体)		TEL ( )	FAX ( )
所在地	〒	・お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 0.8em;">通信欄</span> <input type="checkbox"/> その他	
参加者氏名 (フリガナ)	所属・役職名	担当経験年数	(該当にレ印をつけてください。) ・参加料 <input type="checkbox"/> 会員(1名) 29,000円 (※別途消費税がかかります) <input type="checkbox"/> 一般(1名) 32,000円 所 属 _____ ご連絡担当者 _____
		年 月	
		年 月	
		年 月	
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。⇒ [ _____ ]			

※該当する箇所の□に✓印をおつけください。 ※経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。  
 [ ※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。 ②がご不要の場合は□にチェックしてください。 — □ 不要 ]  
 ① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナーなど本会事業のご案内